

埴町復興推進計画

平成26年12月18日

福島県埴町

1. 計画の区域

埴町全域

2. 計画の目標

本町では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能や風評被害が町全体の幅広い産業に深刻な影響を及ぼしている。

また、製造業の事業所数は震災前と比較すると13.5%減少し、従業員数は1.3%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済や町民生活に不安を生じている状況にある。

このような中で、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることにより、本町経済の活力再生や地元の若者の定住化を図り、被災者の雇用機会を創出する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域経済の活力再生並びに安定雇用の確保及び更なる増大を促進するため、本町の中核的産業である輸送用機械器具製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する岡本工業株式会社（以下「対象事業者」という。）が、生産増強を図る目的で、埴町西河内地区において自動車関連部品製造工場を建設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における輸送用機械器具製造業は、町内の製造業の従業者数において第3位の中核的な産業である。また、本事業は、輸送用機械器具製造業において製造品出荷額、従業者数ともに100%を占める対象事業者が実施するものであり、投資規模は本町にお

ける設備投資平均額を大きく上回るものである。

したがって、今回計画している自動車関連部品製造工場の増設等による経済効果は大きく、計画の目標にある「本町経済の活力再生や地元の若者の定住化を図り、被災者の雇用機会を創出する」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標の達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社三菱東京UFJ銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

- 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、生産する製品の部品の約 80%弱を福島県内の県南地域を中心とした企業から調達している。また、定常使用の刃具類の約 50%強についても県内の企業から調達している。したがって、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、それらの発注についても増加が見込まれ、本町や近隣地域にとって重要な地域産業の牽引的役割を果たすものと期待される。更には生産量増加に伴う福島県内輸送業への波及効果や消耗機器購入メーカーや砥石類の購入メーカー、切粉処理のスクラップメーカー等、様々な産業への波及効果が見込まれる。

これらの効果は、地域産業の活性化並びに安定した雇用の確保及び増大に結び付くものであり、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

- 6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、埴町、福島県、埴町商工会、株式会社三菱東京UFJ銀行、対象事業者を構成員とする埴町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。